

日に対応させ、これらの支払資金は自簡所収入の預託金を充当することにし、特定の場合を除いて本社から支払資金の回金を受ける必要がないように、また、その他の日においても、資金の保有を最小限度にとどめるように操作する。

(2) 土曜日や月末等で通信事務のふくそうにより回金が未到達となるような場合は、日別収支計画および余裕金運用にそごをきたし、かつ、国庫預託金の利子計算対象額からも除外されることになるので適切な回金方法をとる。

〔分任回金〕

分任回金は、その目的によって駅区収入金の引継ぎのための回金および支払資金の送金のための回金に区分される。

(1) 収入金の引継ぎのための回金 駅区で取扱ひした収入金は、駅区所在の取引銀行に当該駅区分任出納役名義の預金口座を設けて毎日預金し、一定期間経過後(毎週月・木曜日)に引き出し、支社または鉄道管理局出納役に銀行送金により引継ぎするのが原則である。しかし、金融機関の所在しない箇所または派出集金の困難な箇所の収入金は、保管、送金的手段として金のう(囊)に納め、鎖錠封印のうえ、列車便により銀行を利用できるもより駅の分任出納役に現金を輸送して引継ぎする補完的な方法をとっているが、これを分任回金という。この方法によった場合、現送された収入金は、銀行所在地の分任出納役名義の預金口座に、当該箇所の収入金と一括して預金され、一定期間経過後、銀行送金により出納役へ引継ぎされる。

(2) 支払資金の送金のための回金 この回金は、分任出納役の取扱ひする荷物引換代金、\* 駅払・駅直払等の支払資金にあてため、会計長の回金命令に基づいて出納役または分任出納役が回金するものである。

分任出納役の支払資金は、当日の収入金で銀行預金に預入れされるまでは、これを繰替使用できることになっており、特に多額の支払が発生する場合のほかは、この方法または他の分任出納役からの補完的な回金によって操作できるので、支払資金の預金口座は別に設けられていない。しかし、常時多額の支払資金を必要とする荷物引換代金については、これを取り扱う特定の駅に限って支払資金の預金口座を設け、一定期間の所要資金をあらかじめ出納役から回金を受け、取引銀行に預金しておき、随時この預金を引き出し、支払資金にあてることになっている。

〔車掌回金〕

車掌回金は、たとえば、東京車掌区所属の車掌(東京車掌区分任出納役所属の出納員に指定されている。)が、東京から大阪まで乗務し、往路車内で収受した運賃・料金等の収入金を大阪に到着後、直ちにもよりの大阪駅または大阪車掌区等の分任出納役に引継ぎする方法である。これは、本来ならば、さらに大阪から東京まで復路の乗務中に収受した運賃・料金等の収入金と合わせて所属する東京車掌区分任出納役に引継ぎすべきものであるが、乗務中における現金の事故防止および保管業務の簡素化のためにとられる方法である。なお、この場合運輸取扱収入の計上は、当該車掌の所属する東京鉄道管理局において行なわれる。(友松 千代松)

かいつつれっしゅ 解結列車 中間駅に発着する貨車を輸送し、あるいは地方的な短距離行き貨車を輸送するため、中間駅で解結作業を行なう列車である。この列車は通称ローカル列車といい、直接に発着駅の荷役作業に関係があり、また組成駅における直行列車の配列等に影響があるので、この設定時間帯および停車回数等に考慮を払う必要がある。

(須賀 修)

かいつつせいさんき 改札精算器 旅客の無札・乗越し等の場合には、旅客から旅客運賃・料金(以下「不足賃」という)を受受し、また、旅客から旅行見合せまたは旅行中止等の事由により、旅客運賃・料金の払いもどしの請求があった場合は、乗車券類と引換えに旅客運賃・料金の払いもどしをすることになっている。

この器械は駅で不足賃を受受し、または旅客運賃・料金の払いもどしをするとき、ボタンの操作により記録紙に1件ごとにその金額等が印刷され、同時に精算証(領収証または出場券としての性格を兼ねる)が自動的に発行されるとともに、旅客から回収した払いもどしの乗車券には、払いもどし事由、払いもどし金額その他が印刷できる器械である。

このほか、不足賃・払いもどし別、等級・事由・科目別に件数および取扱金額の加算集計ができる機能を有し、これらの働きがすべて電動式により、同一の器械によってなされる金銭登録器の一種である。不足賃を受受した場合、駅では、その都度、旅客不足賃日報に記入するが、不足賃領収証を発行し、または旅客運賃・料金の払いもどしをしたときは、旅客から回収した乗車券類に払いもどし事由、払いもどし金額および月日等を記入し、等級・払いもどし事由・科目別等に区分のうえ、証票引換払いもどし日報に記入するのをたてまえとしている。



改札精算器

従来から不足賃の収受および旅客運賃・料金の払いもどし事務については、その性質上、最も厳格な取扱いを必要とされ、さらに短時間に多数の旅客を限られた要員でさばかなければならないので、取扱件数の多い駅にあっては、事実上この処理方が困難な場合があり、事務処理の遅れによる旅客サービスの低下をきたすこともあった。このような欠点をなくすため、現在使用している不足賃精算器の構造を改良し、旅客運賃・料金の払いもどしについても、不足賃と同一の器械によって処理するため、この改札精算器を使用することになったものである。

この改札精算器は、国鉄では昭和37・7から名古屋駅において使用を始め、現在では、東海道本線(新幹線)の駅および金沢・広島・博多・戸畑・熊本の各駅で使用しているが、その効果として次の事項があげられる。

- (1) 収入の確保
- (2) 駅係員の手数緩和および事務能率の向上
- (3) 旅客サービスの向上
- (4) 帳表取扱事務の改善および経費節減
- (5) 収入事故の防止

この改札精算器によって取扱ったものに対しては、精算証の発行枚数および金額の合計を旅客不足賃日報に、また、払いもどしの件数および金額の合計を証票引換払いもどし日報に、等級・事由別にそれぞれ計上し、これに印刷された記録紙・不足賃原券および払いもどし証書を添付し、所管の支社審査課または鉄道管理局経理部会計課に提出し、収入審査の資料とされる。(永野弘幸)

かいつうかくにんとう 開通確認燈 新幹線における日常の列車運転は、A.T.C.を使用し、その安全を確保しているが、たとえこれが使用できないときでも、より安全に列車運転を行なうため、1停車間を1区間として、その区間内における列車の有無を確認する\*列車検知装置を設けている。この装